

報 告 事 項 2
説 明 資 料

令和 3 年 9 月 2 日
第 231 回都市計画審議会

防災街区整備方針の都市計画変更の原案について

東京都は、「防災街区整備方針」の見直しを進めている。この度、東京都は、各区が提出した都市計画変更原案資料に基づき、都市計画変更の原案を作成した。

1 防災街区整備方針について

(1) 概要

防災街区整備方針は、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災上危険性の高い木造住宅密集地域において、延焼防止機能および避難機能が確保された街区の整備を促進するためのマスタープランである。都市計画として東京都が定めるものであり、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

(2) 方針に定める内容

ア 本方針では、防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区、防災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区等を「防災再開発促進地区」に指定する。

指定により、延焼防止上支障のある建築物への除却の勧告が可能になる。なお、地区指定によって土地利用に関する制限が生じるものではない。

イ 防災再開発促進地区では、区域を定め、整備または開発の計画の概要として、整備等の主たる目標、建築物の更新の方針、都市施設等の整備の方針等を明示する。

2 区における防災再開発促進地区変更の内容

(1) 見直しの考え方

ア 既存地区は区域を変更せず、事業の進捗等に応じて記載内容を修正する。

イ 今後、密集住宅市街地整備促進事業を実施予定の地区および「防災まちづくり推進地区」（防災上の危険性が懸念される地区として区長が指定した地区）を新たに防災再開発促進地区に指定する。

(2) 防災再開発促進地区変更の概要

変更前：4地区 約189.8ha → 変更後：8地区 約432.0ha

○新規地区（4地区）

ア 密集住宅市街地整備促進事業を実施する地区（1地区）

- ・ 練. 5 桜台地区

イ 防災まちづくり推進地区（3地区）

- ・ 練. 6 田柄地区
- ・ 練. 7 富士見台駅南側地区
- ・ 練. 8 下石神井地区

3 これまでの経過および今後の予定

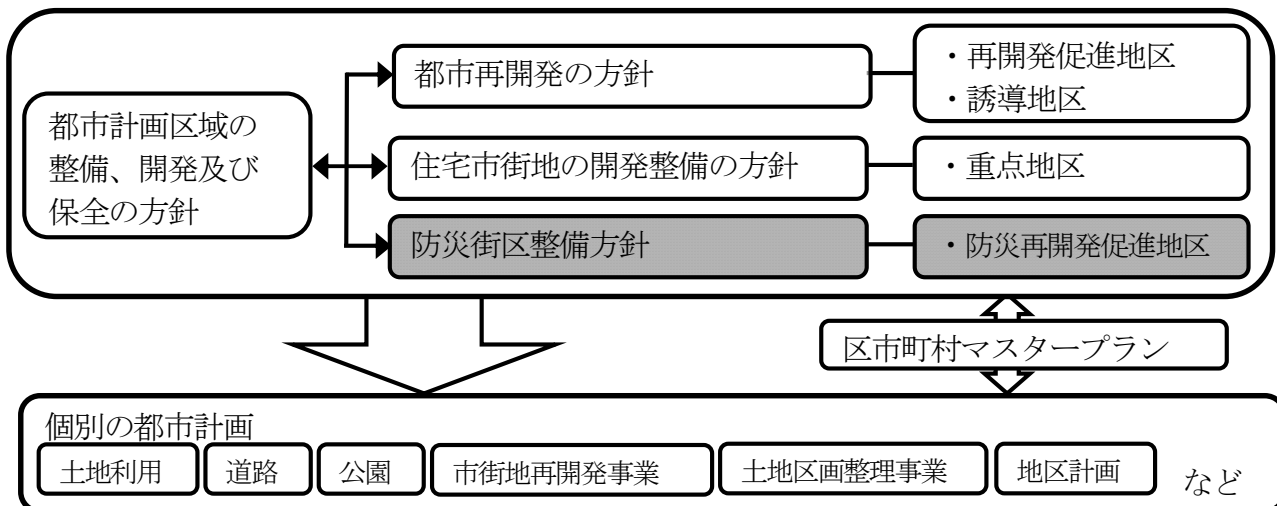
令和2年5月19日	東京都が区に都市計画変更原案資料作成依頼
10月20日	練馬区都市計画審議会へ都市計画変更原案資料を報告
11月27日	都市計画変更原案資料を東京都へ提出
令和3年9月1日～15日	都市計画原案の公告・縦覧、公述の申出受付（東京都）
9月2日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
10月19日、20日	都市計画原案に係る公聴会（東京都）（公述の申出があった場合）
12月	東京都から意見照会
令和3年度～4年度	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）
	練馬区都市計画審議会へ諮問
	東京都へ意見回答
	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
	都市計画変更・告示（東京都）

4 添付資料

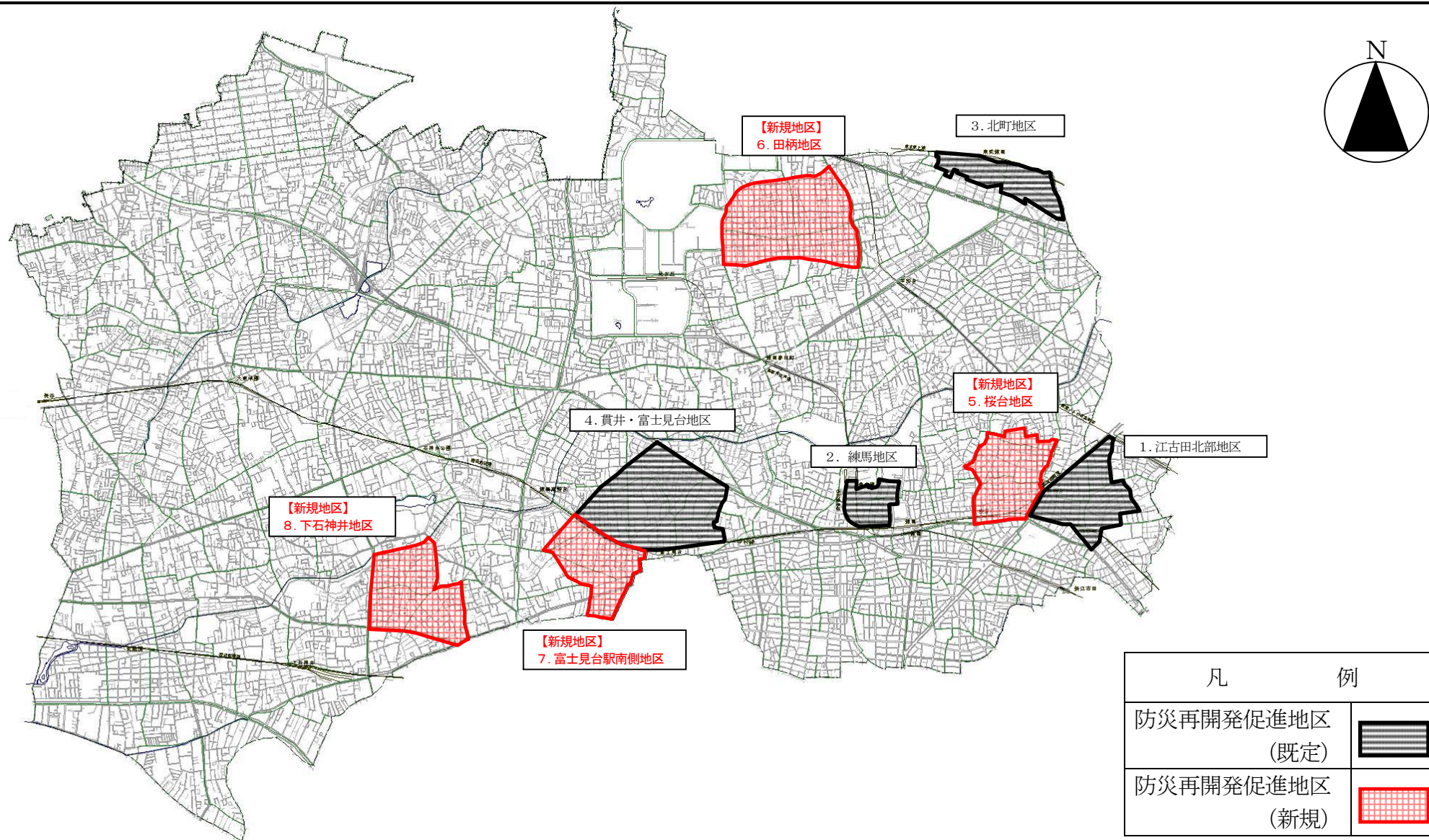
- | | |
|--|--------|
| (1) 新旧対照総括図 | P 3 |
| (2) 防災街区整備方針の変更原案（本編） | P 5～10 |
| (3) 別表－1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要 | P11～12 |
| (4) 別表－1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要（新旧対照表） | P13～15 |
| (5) 附図（防災再開発促進地区） | P16～23 |
| ※ (3)～(5)は、練馬区分を抜粋。 | |

5 参考

【防災街区整備方針の位置付け】



防災街区整備方針 新旧対照総括図



東京都市計画 防災街区整備方針

令和3年9月

東京都

東京都市計画防災街区整備方針（案）

I 本方針の目的・効果等

1 策定の目的

東京には、都心や副都心等の商業・業務地域を除けば、老朽木造建築物の密度が高く、道路・公園等の公共空間が乏しい木造住宅密集地域が広範に存在している。

このような木造住宅密集地域では、震災時の老朽建築物の倒壊や大規模な市街地火災等から、人々の生命と暮らしを守るため、防災都市づくりの推進に努め、災害に強いまちづくりを行っていくことが重要である。

具体的には、都は、市街地火災の延焼を阻止する機能を確保するための延焼遮断帯の形成や、建築物等の不燃化や共同化の促進による安全で良質な市街地の形成、円滑な消火・救援や避難に必要な機能を確保するための道路・公園等の整備、無電柱化による閉塞防止など、防災都市づくりの取組を進めていく必要がある。

また、防災都市づくりの取組は、首都直下地震への備えに併せ、「未来の東京」戦略で示す方向性や、都市づくりのグランドデザインで示す2040年代の都市像や将来像の実現に向け、人口減少、超高齢化の進行に加え、新たな感染症の脅威など、様々な課題を解決しながら展開する都市づくりに寄与していく必要がある。

防災街区整備方針は、このような防災都市づくりの推進に向け、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住め、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図るために策定するものである。

2 策定の効果

防災再開発促進地区及び防災公共施設を定めることにより、次のような効果をもたらし、防災街区の整備が促進される。

- (1) 耐火建築物等への建替えの促進が図られる。
- (2) 延焼防止上支障のある建築物への除却の勧告が可能になる。
- (3) 地区の防災性の向上を目的とした防災街区整備地区計画等の活用が図られる。
- (4) 地域住民による市街地整備の取組（防災街区計画整備組合の設立）や支援が可能になる。
- (5) 地方公共団体の委託及び要請に基づき、都市再生機構の住宅・まちづくりのノウハウの活用が図られる。
- (6) 防災公共施設である道路・公園等について基幹的な骨格軸（防災環境軸）として体系的・効果的な整備が図られる。

3 法的位置付け

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第3条に基づく方針であり、これを都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の2第1項の規定により都市計画に定めるものである。

本方針は、木造住宅密集地域を対象とした都市計画のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市再開発の方針等と整合を図り定めるものであり、防災街区整備事業や市街地再開発事業等の個別の都市計画の上位に位置付けられている。

II 本方針を定めるに当たっての考え方

1 対象地域

東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）に基づく防災都市づくりに関する計画（以下「防災都市づくり推進計画」という。）に定める整備地域等の木造住宅密集地域を中心とした地域

2 防災再開発促進地区及び防災公共施設の指定

防災街区の整備に資する事業・制度等を重点的に展開することにより、建築物等の不燃化・共同化や公共施設の整備を促進し、安全で良好な環境を備えたまちとして再生を図るため、防災街区整備方針に、防災再開発促進地区及び防災公共施設を定める。

(1) 防災再開発促進地区の指定の考え方

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、次のいずれかに該当すること。

- ① 防災都市づくり推進計画の整備地域に指定されている地区
- ② 防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区又は防災街区の整備に資する都市計画が既に決定されている地区
- ③ 事業・制度等の導入や都市計画の決定はなされていないが、防災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区（都又は区の長期計画、区の都市計画に関する基本的な方針等に位置付けられており、かつ、防災街区の整備に資する事業・制度等の導入又は都市計画の決定が確実に見込まれること。）

(2) 防災公共施設の指定の考え方

延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等の公共施設で、防災再開発促進地区内又はその一帯に存在し、次のいずれかに該当すること。

- ① 沿道及び沿道周辺の建築物等と一体となって延焼防止機能及び避難機能（閉塞防止を含む。）が確保される公共施設
- ② 沿道及び沿道周辺で防災街区整備事業又は都市防災不燃化促進事業が既に導入されている若しくは将来導入が見込まれる公共施設
- ③ 防災街区整備地区計画で特定地区防災施設、地区防災施設又は地区施設に既に指定されている若しくは将来指定が見込まれる公共施設
- ④ 特定防災街区整備地区が既に指定されている又は将来指定が見込まれる区域内で、防災都市計画施設に将来指定が見込まれる公共施設

(3) 防災街区の整備に資する事業・制度等

市街地開発事業 防災街区整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等
都市計画事業 街路整備事業、公園事業等
修復型事業 木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）、都市防災不燃化促進事業等
規制・誘導策 防災街区整備地区計画、地区計画、特定防災街区整備地区、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等
その他事業等 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）等

3 防災再開発促進地区と都市再開発の方針の2号地区との整合

防災再開発促進地区は、防災性の向上を目的として市街地整備の計画が明らかな地区であることから、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく2号地区と整合を図る。

Ⅲ 本方針において定める内容

1 防災再開発促進地区及び防災公共施設

防災再開発促進地区及び防災公共施設の区域及び位置は、計画図のとおりである。

2 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は、次の事項を定める。各地区について、別表 1 及び附図に示す。

- ① 地区の再開発、整備等の主たる目標
- ② 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要
- ③ 建築物の更新の方針
- ④ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針
- ⑤ 再開発推進のため必要に応じ定める事項

3 防災公共施設の整備等の概要

防災公共施設の整備等の概要は、次の事項を定める。各施設について、別表 2 及び附図に示す。

(1) 防災公共施設の整備に関する計画の概要

- ① 防災公共施設の整備の方針
- ② 整備する防災公共施設の種類
- ③ 当該防災公共施設の配置及び規模
- ④ 当該防災公共施設の整備スケジュール

(2) 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

- ① 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針
- ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要
- ③ 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)		練 1. 江古田北部地区 約46.4ha (練馬区東部)	練 2. 練馬地区 約20.0ha (練馬区南東部)	練 3. 北町地区 約31.1ha (練馬区北東部)	練 4. 貫井・富士見台地区 約92.3ha (練馬区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替えの誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		駅周辺の商業系施設の充実を図るとともに街区単位での共同建替えや道路沿道の協調建替えを検討する駅周辺改善ゾーン、交通便利性の高い環七沿道等の中層共同住宅を誘導する住環境改善ゾーン、比較的地地規模の大きい特性を生かして整備をする住環境修復ゾーンのゾーンごとに整備を図る。	豊島園通り沿道は、商業と住居の調和のとれた土地利用、生活幹線道路及び生活道路沿いでは中低層の良好な住宅地を誘導する。	東武練馬駅前、旧川越街道沿道及びその周辺においては商業系の土地利用、その他の地区においては住宅と商業・工業が共存する土地利用を誘導する。老朽木造建築物の密集している地区での建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。	富士見台駅前、商業誘導地区として生活拠点にふさわしい土地利用を誘導する。目白通り、環状八号線沿道は、延焼遮断機能を有する土地利用を図る。 また、地区全域においては、狭い道路を改善しながら、沿道建物や老朽木造住宅の不燃化や共同化を誘導、促進する。
c 建築物の更新の方針		老朽木造建築物の建替えにより、壁面後退による空間確保及び建築物の不燃化を促進し、防災性を高める。	整備された生活幹線道路及び生活道路の沿道では、前面道路の幅員を有効に活用して、老朽木造建築物の建替えによる不燃化を促進し、防災性を高める。	老朽木造建築物の建替えにより、壁面後退による空間確保及び建築物の不燃化を促進し、防災性を高める。	住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、生活幹線道路や主要生活道路の整備に伴う沿道建築物や、地区内の老朽木造建築物に対し、不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進する。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
e 再開発促進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	住民との協調によるまちづくりを進めるために、道路・公園等の整備を促進する。	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	地区施設等の公共施設の整備や、老朽木造建築物等の民間建築物の建替え等について助成を行うとともに、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進める。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	沿道整備事業（事業中）			住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	沿道地区計画「羽沢・小竹町地区」（決定済）、「環状七号線桜台・栄町・豊玉地区」（決定済） 地区計画「江古田駅北口地区」（決定済）、「江古田北部地区」（決定済）、「江古田南部地区」（決定済）		地区計画「東武練馬駅南口周辺地区」（決定済）、「北町二丁目西部地区」（決定済）、「北町一丁目地区」（決定済）	地区計画「富士見台駅北部地区」（決定済） 地区計画（予定）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 駅・まち一体改善事業（完了）	都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路第1号線（完了） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了）	街路整備事業 環状8号線（完了） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了）	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部）

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)		※ 練 5. 桜台地区 約50.6ha (練馬区東部)	※ 練 6. 田柄地区 約87.2ha (練馬区北東部)	※ 練 7. 富士見台駅南側地区 約44.2ha (練馬区中央南部)	※ 練 8. 下石神井地区 約60.2ha (練馬区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替えの誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強い、安全で快適なまちづくりを進める。	老朽木造建築物の除却、更新、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	老朽木造建築物の除却、更新、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	老朽木造建築物の除却、更新、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		桜台駅周辺では、商業系の土地利用を図る。環七沿道では、延焼遮断機能を有する土地利用を図る。正久保通り沿道では、中低層住宅の土地利用を図る。 また、地区全域においては、狭い道路を改善しながら、沿道建物や老朽木造住宅の不燃化や共同化を誘導、促進する。	地区東側の商店街エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用、豊島園通り、田柄通り沿道では、中層住宅を含む土地利用を図る。その他、老朽木造建築物が密集する地区を含むエリアでは、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。	地区北部の商店街エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用を図る。千川通りを挟む南北の住宅エリアでは、中低層の良好な住宅地を形成する。	千川通り沿道、井草通り沿道では、住環境を保全するとともに、商業と調和のとれた土地利用を図る。その他の地区においては、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針		住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、沿道建築物や地区内の老朽木造建築物に対し、道路整備等に合わせた不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進する。	田柄川緑道南北に広がる老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の不燃化向上を促進する。 また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	千川通りの南北に広がる老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の不燃化向上を促進する。 また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全体において、建築物の更新、地区の不燃化向上を促進する。 また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	道路・公園等の公共施設の整備や、老朽木造建築物等の民間建築物の建替え等について助成を行うとともに、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進める。	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力して集中的に防災性向上に取り組む『防災まちづくり事業』を進める。 助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する。	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力して集中的に防災性向上に取り組む『防災まちづくり事業』を進める。 助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する。	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力して集中的に防災性向上に取り組む『防災まちづくり事業』を進める。 助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（予定） 沿道整備事業（事業中）			
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	沿道地区計画「環状七号線桜台・栄町・豊玉地区」（決定済） 地区計画（予定）			
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定）	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定） 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定） 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定） 区による防災まちづくり推進地区の指定

※・・・新規追加 △・・・区域変更

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

変 更 案

〇〇〇〇・・・変更 ※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)		練 1. 江古田北部地区 約46.4ha (練馬区東部)	練 2. 練馬地区 約20.0ha (練馬区南東部)	練 3. 北町地区 約31.1ha (練馬区北東部)	練 4. 貫井・富士見台地区 約92.3ha (練馬区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	都市基盤整備の促進により地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替えの誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		駅周辺の商業系施設の充実を図るとともに街区単位での共同建替えや道路沿道の協同建替えを検討する駅周辺改善ゾーン、交通便利性の高い環七沿道等の中層共同住宅を誘導する住環境改善ゾーン、比較的地地規模の大きい特性を生かして整備をする住環境修復ゾーンのゾーンごとに整備を図る。	豊島郡通り沿道は、商業と住居の調和のとれた土地利用、生活幹線道路及び生活沿道沿いでは中低層の良好な住宅地を誘導する。	東武練馬駅前、旧川越街道沿道及びその周辺においては商業系の土地利用、その他の地区においては住宅と商業・工業が共存する土地利用を誘導する。老朽木造建築物の密集している地区での建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。	富士見台駅前は、商業誘導地区として生活拠点としてさわしい土地利用を誘導する。目白通り、環状八号線沿道は、延焼断絶機能を有する土地利用を図る。 また、地区全域においては、狭い道路を改善しながら、沿道建物や老朽木造住宅の不燃化や共同化を誘導、促進する。
c 建築物の更新の方針		老朽木造建築物の建替えにより、壁面後退による空間確保及び建築物の不燃化を促進し、防災性を高める。	整備された生活幹線道路及び生活沿道の沿道では、前面道路の幅員を有効に活用して、老朽木造建築物の建替えによる不燃化を促進し、防災性を高める。	老朽木造建築物の建替えにより、壁面後退による空間確保及び建築物の不燃化を促進し、防災性を高める。	住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、生活幹線道路や主要生活沿道の整備に伴う沿道建物や、地区内の老朽木造建築物に対し、不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進する。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		生活幹線道路、主要生活沿道、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活沿道、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活沿道、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活沿道、公園等の整備を図る。
e 再開発促進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	住民との協働によるまちづくりを進めるために、道路・公園等の整備を促進する。	地区施設等の公共施設の整備を促進する。	地区施設等の公共施設の整備や、老朽木造建築物等の民間建築物の建替え等について助成を行うとともに、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進める。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	沿道整備事業（事業中）			住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	沿道地区計画「羽沢・小竹町地区」（決定済）、「環状七号線桜台・栄町・豊玉地区」（決定済） 地区計画「江古田駅北口地区」（決定済）、「江古田北部地区」（決定済）、「江古田南部地区」（決定済）		地区計画「東武練馬駅南口周辺地区」（決定済）、「北町二丁目西部地区」（決定済）、「北町一丁目地区」（決定済）	地区計画「富士見台駅北部地区」（決定済） 地区計画（予定）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 駅・まち一体改善事業（完了）	都市高速鉄道西武鉄道路池袋線付属街路第1号線（完了） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了）	街路整備事業 環状8号線（完了） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了）	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部）

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

既 決 定

〇〇〇〇・・・変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	練 1 江古田北部地区 約46.4ha (練馬区東部)	練 2 練馬地区 約20.0ha (練馬区南東部)	練 3 北町地区 約31.1ha (練馬区北東部)	練 4 貫井・富士見台地区 約92.3ha (練馬区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	地区の防災性の向上、 <u>住環境の改善、新規住宅の供給等により、安全で快適なまちづくりを目指す。</u>	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替えに取り組み、 <u>災害に強い、安全なまちづくりを進めながら、住みやすいまちの環境を高め、良好な市街地を形成する。</u>	都市基盤の整備による災害時における安全な避難空間の確保、老朽木造建築物の不燃化建替えの誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で暮らしやすいまちづくりを進める。	自然豊かな戸建住宅地としての住環境と景観を有する地区であり、その現在の魅力をいかしつつ、 <u>老朽住宅の更新、不燃化の促進及び道路網の整備により、防災性の向上を図る。</u>
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	駅周辺の商業系施設の充実を図るとともに街区単位での共同建替えや道路沿道の協調建替えを検討する駅周辺改善ゾーン、交通便利性の高い環七沿道等の中層共同住宅を誘導する住環境改善ゾーン、比較的地域規模の大きい特性をいかして整備をする住環境修復ゾーンのゾーンごとに整備を図る。	豊島郡通り沿道は、商業と住居の調和のとれた土地の高度利用を図る。生活幹線道路及び生活沿道においては中層、中低層の良好な住宅地を形成する。	東武練馬駅前、旧川越街道沿道及びその周辺においては商業系の土地利用、その他の地区においては住宅と商業・工業が共存する土地利用を誘導する。 <u>老朽木造住宅の密集している地区での建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。</u>	低層集合地区、都計型集合地区、住商共存地区、商業誘導地区、都市型沿道地区及び沿道景観地区の六つに区分し、狭い道路を改善しながら、緑化を進め、秩序ある開発を促し、戸建住宅と共同住宅などが調和した良好な住宅地を形成する。
c 建築物の更新の方針	<u>住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、道路の幅及び老朽建築物の更新を進める。さらに重点的に不燃化及び共同化を図り、災害時における安全性の早期確保を目指す。</u> また、都市再生住宅等の整備により、従前居住者の住み替えを支援する。	整備された生活幹線道路及び生活沿道の沿道では、前面道路の幅員を有効に活用して、老朽木造建築物の建替えによる不燃化を促進し、防災性を高める。 また、老朽木造建築物等を更新し、良質な住宅の供給を進める。	<u>住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、老朽木造建築物等を更新し、良質な住宅の供給を進める。</u> また、道路などの基盤整備に伴って建物の更新を進める。	住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、生活幹線道路や主要生活沿道の整備に伴う沿道建物や、地区内の古い木造建物に対し、不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進する。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	生活幹線道路、主要生活沿道、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、生活沿道、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活沿道、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活沿道、公園等の整備を図る。
e 再開発促進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 <u>道路、公園等の公共施設の整備や、老朽住宅等の民間建築物の改善について助成を行うとともに、地域住民が主体的に組織している「まちづくり推進協議会」を活用して住民の協力により事業を進める。</u> 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 <u>住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）</u> <u>木造住宅密集地域整備事業（事業中）</u> 沿道整備事業（事業中） 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 沿道地区計画「羽沢・小竹町地区」、「環状七号線栄台・栄町・豊玉地区」（決定済） 地区計画「江古田駅北口地区」（決定済） 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項 駅・まち一体改善事業（完了）	住民との協働によるまちづくりを進めるために、道路・公園等の整備は公共が行い、民間が行う老朽木造住宅等の建替えについて、公共が必要な助成等を行う。 <u>住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）</u> <u>木造住宅密集地域整備事業（事業中）</u> 地区計画「東武練馬駅南口周辺地区」（決定済） 街路整備事業 環状8号線（完了）	公共は、道路・公園等の公共施設の整備や、老朽木造住宅等の民間建築物の建替えについて助成等を行うとともに、地域住民のまちづくり組織と協力して、事業を進める。 <u>住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）</u> <u>木造住宅密集地域整備事業（事業中）</u> 地区計画「東武練馬駅南口周辺地区」（決定済） 街路整備事業 環状8号線（完了）	<u>道路、公園等の公共施設の整備や、老朽住宅等の民間建築物の改善について助成を行うとともに、地域住民のまちづくり組織を活用して住民の協力により事業を進める。</u> 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）

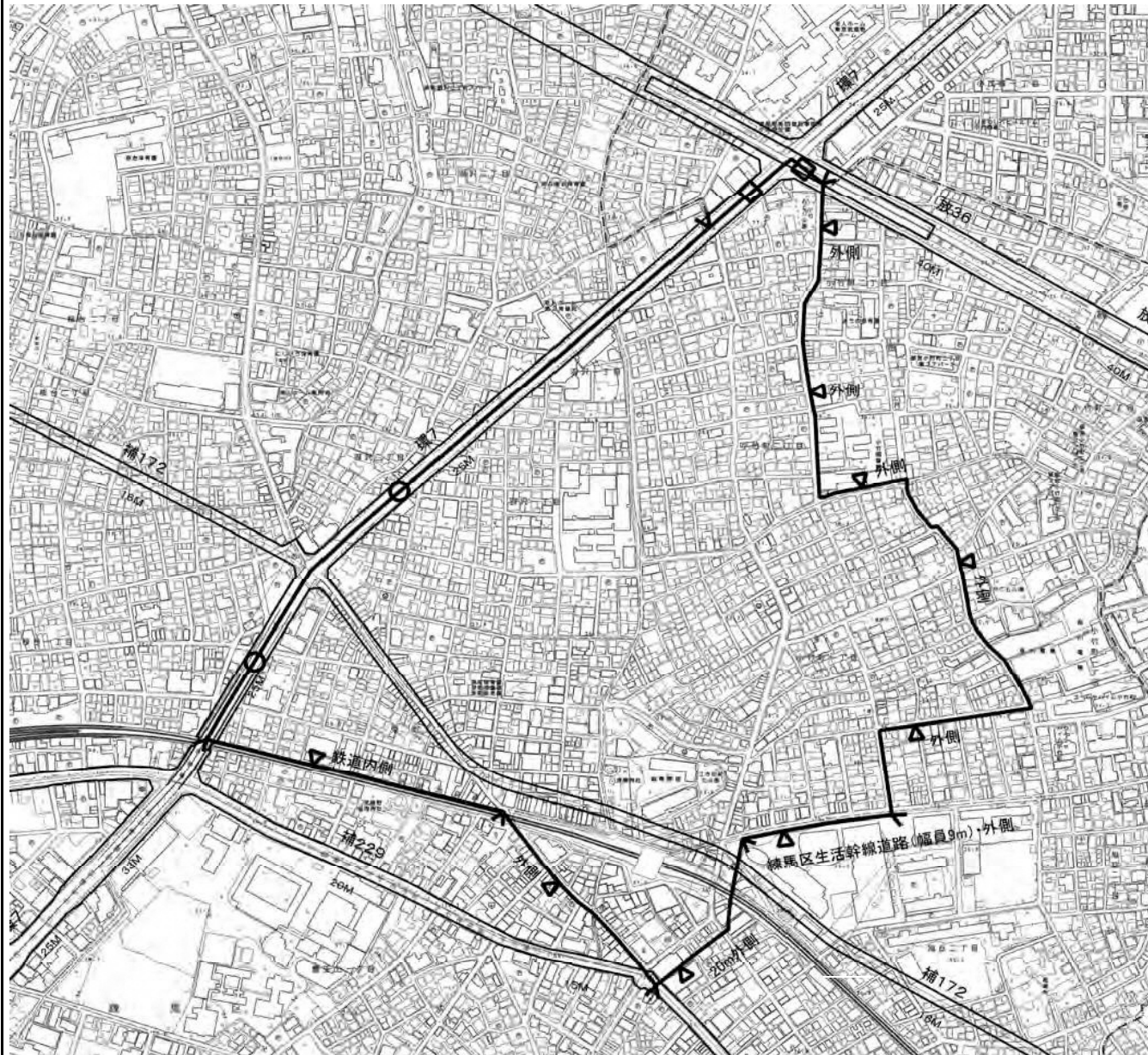
別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

変 更 案

〇〇〇〇・・・変更 ※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)		※ 練 5. 桜台地区 約50.6ha (練馬区東部)	※ 練 6. 田柄地区 約87.2ha (練馬区北東部)	※ 練 7. 富士見台駅副都地区 約44.2ha (練馬区中央南部)	※ 練 8. 下石神井地区 約60.2ha (練馬区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替えの誘導による地区の防災性の向上を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。	老朽木造建築物の除却、更新、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	老朽木造建築物の除却、更新、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	老朽木造建築物の除却、更新、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去、新たな防火規制の区域指定の導入等により、地区の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		桜台駅周辺では、商業系の土地利用を図る。環七沿道では、延焼遮断機能を有する土地利用を図る。正久保通り沿道では、中低層住宅の土地利用を図る。 また、地区全域においては、狭い道路を改善しながら、沿道建物や老朽木造住宅の不燃化や共同化を誘導、促進する。	地区東側の商店街エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用、豊島園通り、田柄通り沿道では、中層住宅を含む土地利用を図る。その他、老朽木造建築物が密集する地区を含むエリアでは、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。	地区北部の商店街エリアでは、商業と住宅の調和のとれた土地利用を図る。千川通りを挟む南北の住宅エリアでは、中低層の良好な住宅地を形成する。	千川通り沿道、井草通り沿道では、住環境を保全するとともに、商業と調和のとれた土地利用を図る。その他の地区においては、農地との調和を図り、低層住宅を中心とした土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針		住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、沿道建築物や地区内の老朽木造建築物に対し、道路整備等に合わせた不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進する。	田柄川緑道南北に広がる老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の不燃化向上を促進する。 また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	千川通りの南北に広がる老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全体で、建築物の更新、地区の不燃化向上を促進する。 また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。	老朽木造建築物が密集しているエリアを含む地区全体において、建築物の更新、地区の不燃化向上を促進する。 また、危険なブロック塀等の撤去、更新を進める。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。	生活幹線道路、主要生活道路、公園等の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	道路・公園等の公共施設の整備や、老朽木造建築物等の民間建築物の建替え等について助成を行うとともに、地域住民のまちづくり組織と協力して事業を進める。	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力して集中的に防災性向上に取り組む『防災まちづくり事業』を進める。 助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する。	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力して集中的に防災性向上に取り組む『防災まちづくり事業』を進める。 助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する。	積極的な情報提供により住民と課題を共有し、協力して集中的に防災性向上に取り組む『防災まちづくり事業』を進める。 助成の拡充等により、老朽木造建築物の除却、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（予定） 沿道整備事業（事業中）			
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	沿道地区計画「環状七号線桜台・栄町・豊玉地区」（決定済） 地区計画（予定）			
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定）	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定） 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定） 区による防災まちづくり推進地区の指定	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（予定） 区による防災まちづくり推進地区の指定

江古田北部地区（練. 1）



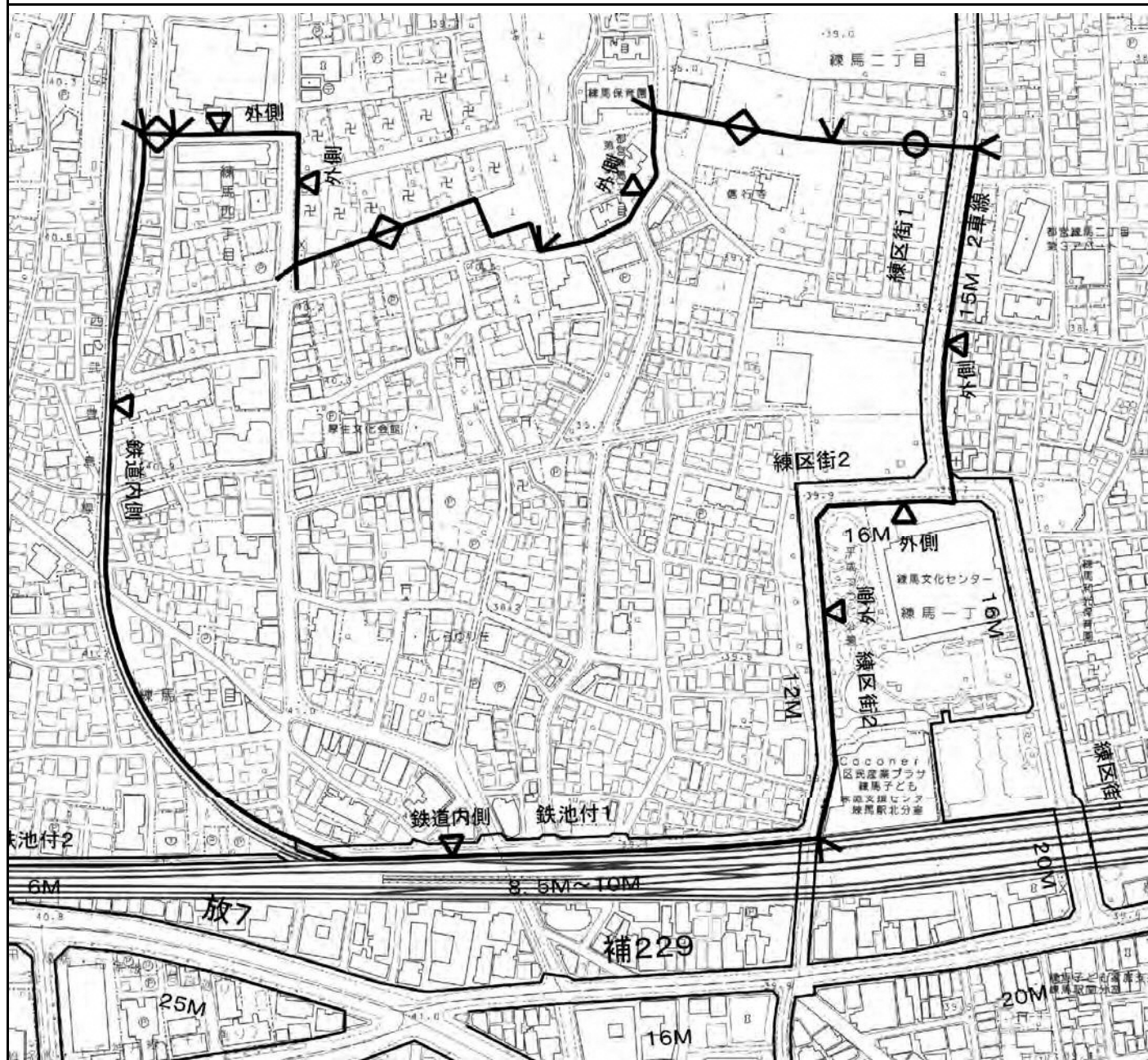
練. 1 江古田北部地区		約46.4ha
防災再開発促進地区		
道路センター		
道路の外側		外側
鉄道の内側		鉄道内側
区境		
線種境界マーク		
地区内の 事業等	沿道整備事業（事業中）	環7沿道
	沿道地区計画（決定済）	羽沢・小竹町地区、 環状七号線桜台・栄 町・豊玉地区
	地区計画（決定済）	江古田駅北口地区、 江古田北部地区、 江古田南部地区

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

小竹町一丁目（23～32、37～81）
 小竹町二丁目（44～72、74～80）
 羽沢一丁目（1～22）
 栄町（4、5、16～46）
 旭丘一丁目（66の一部、67の一部、71の一部、
 72～74、76～78）
 旭丘二丁目（42の一部、43の一部、44の一部、
 45）

0 50 100 200m

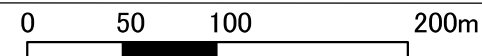
練馬地区 (練. 2)



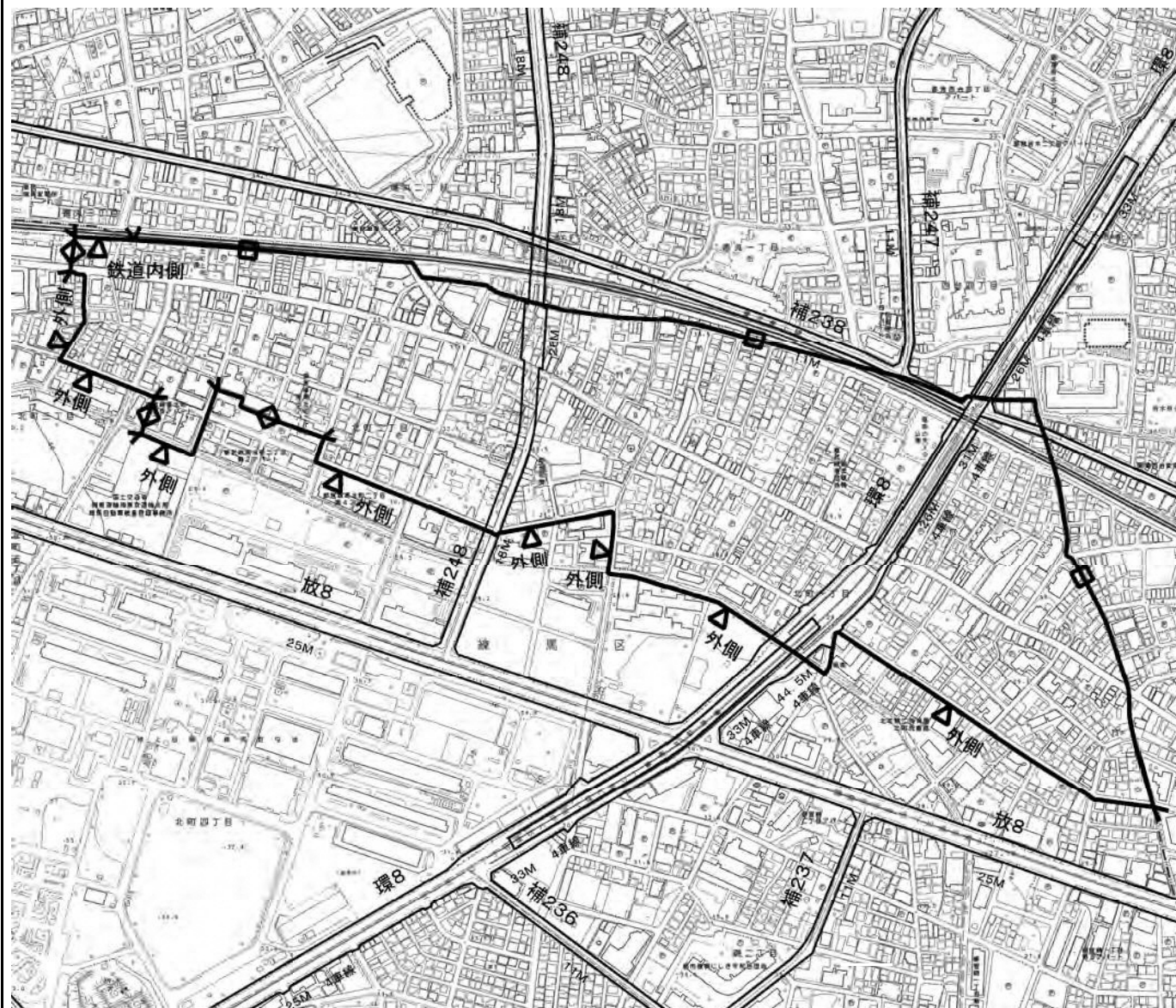
練. 2 練馬地区	約20.0ha
防災再開発促進地区	
道路センター	
道路の外側	外側
鉄道の内側	鉄道内側
地境	
線種境界マーク	

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

練馬一丁目 (8～16、38～44)
 練馬二丁目 (5～12)
 練馬三丁目 (14～25)
 練馬四丁目 (1～6、11～14、26の一部)



北町地区 (練. 3)



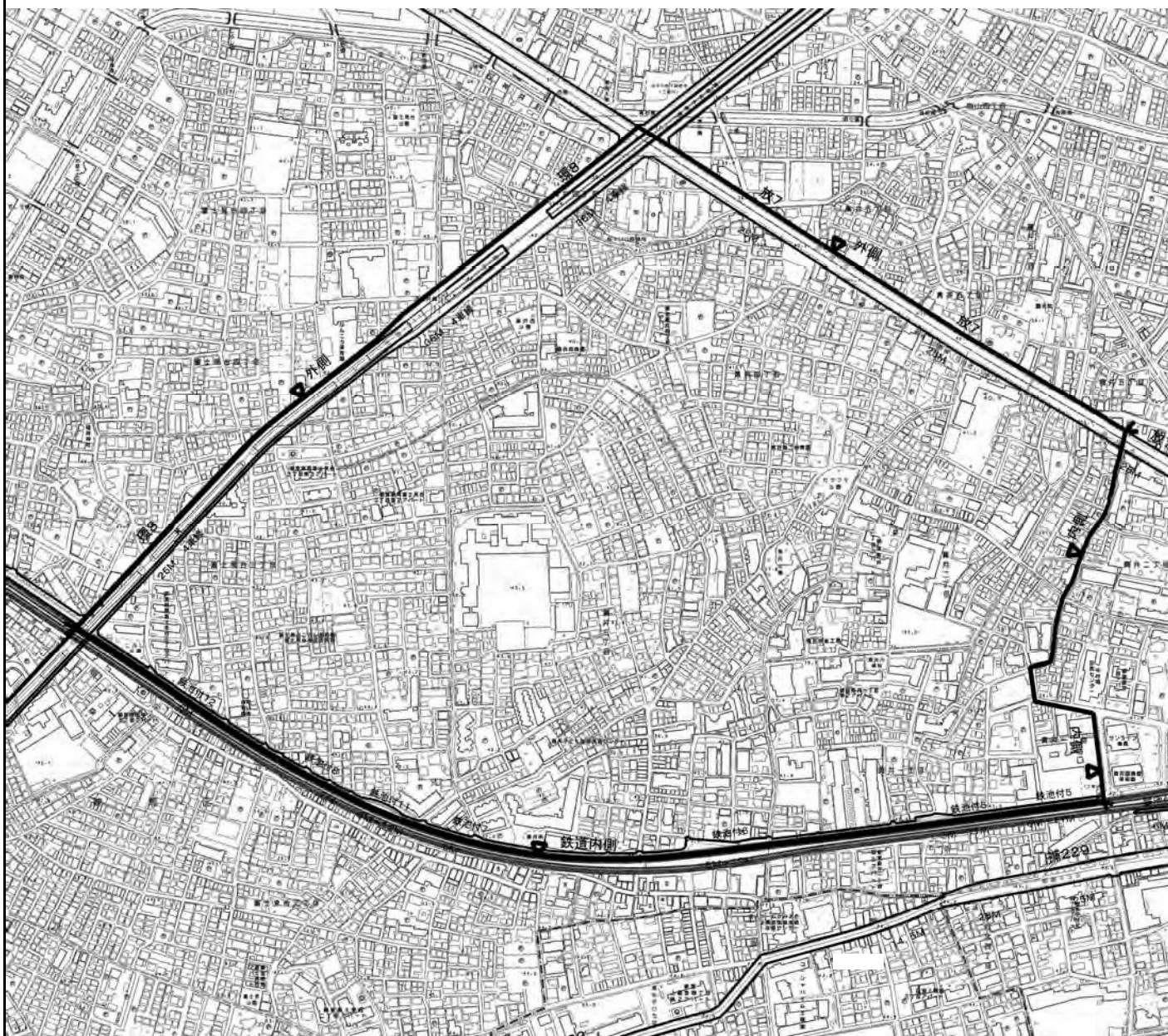
練. 3 北町地区	約31.1ha
防災再開発促進地区	
道路の外側	外側
鉄道の内側	鉄道内側
区境	
地境	
線種境界マーク	
地区内の 事業等	地区計画 (決定済) 東武練馬駅南口周 辺地区、 北町二丁目西部地 区、 北町一丁目地区

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

北町一丁目 (3～5、15～17、20～46)
北町二丁目 (9の一部、16～26、27の一部、
28の一部、29～31、33の一部、
34～41)

0 50 100 200m

貫井・富士見台地区 (練. 4)



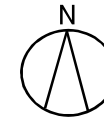
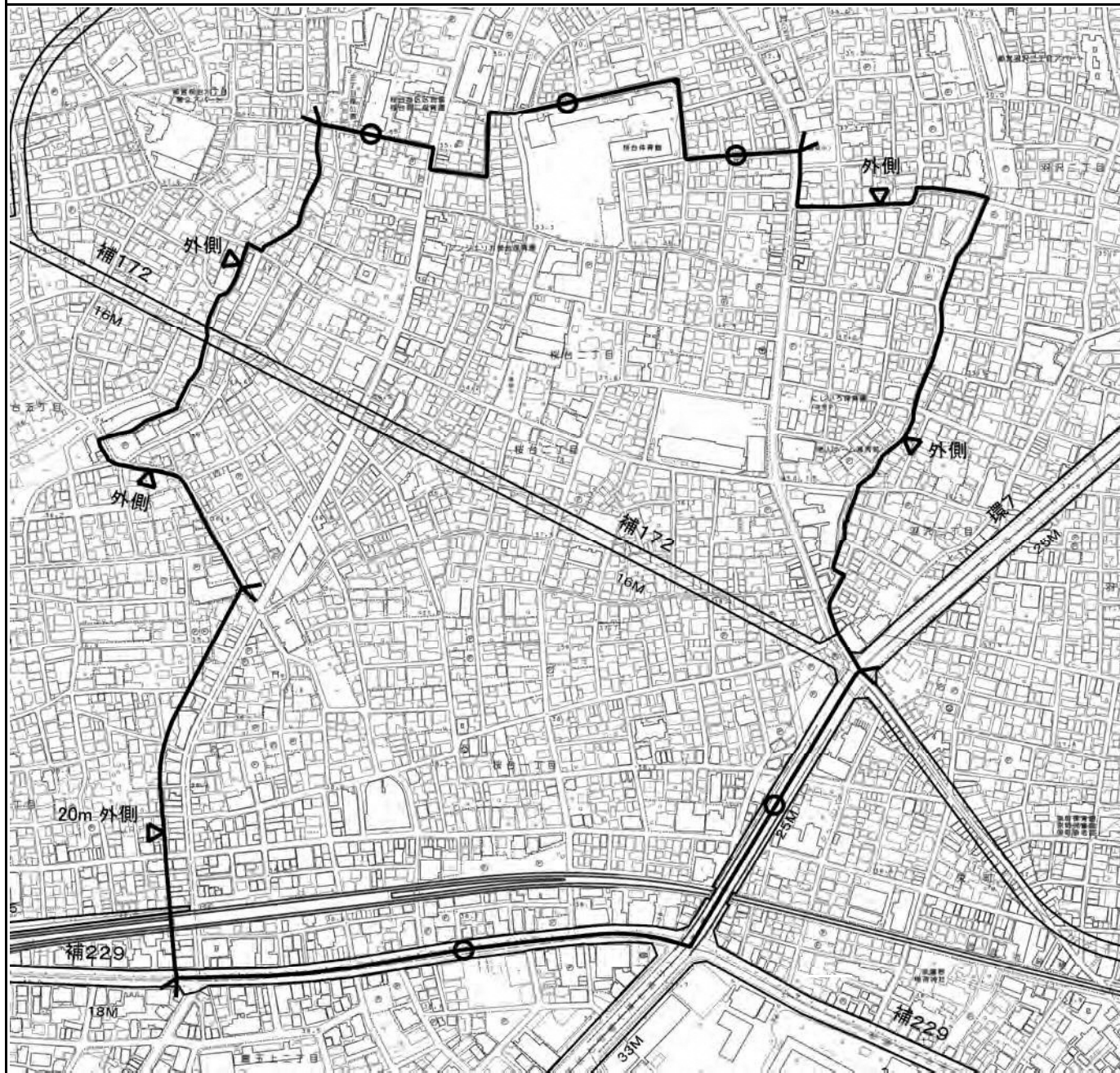
練. 4 貫井・富士見台地区		約92.3ha
防災再開発促進地区		
道路の内側		内側
道路の外側		外側
鉄道の内側		鉄道内側
線種境界マーク		
地区内の 事業等	住宅市街地総合整備事業 (密集型)(事業中)	地区全域
	地区計画 (決定済)	富士見台駅北部地区
	地区計画 (予定)	
	東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制 (一部)	

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

貫井一丁目 (13～35、36の一部)
 貫井二丁目 (11～26、28～32)
 貫井三丁目 (9～55)
 貫井四丁目 (1～27、29の一部、30の一部、31～43、
 47の一部)
 富士見台三丁目 (1～19、20の一部、21～36、
 37の一部、46の一部、47～54、55の一部)
 富士見台四丁目 (1～2、3の一部、4の一部、
 5の一部、6、7の一部、8、9の一部)

0 50 100 200m

桜台地区 (練. 5)



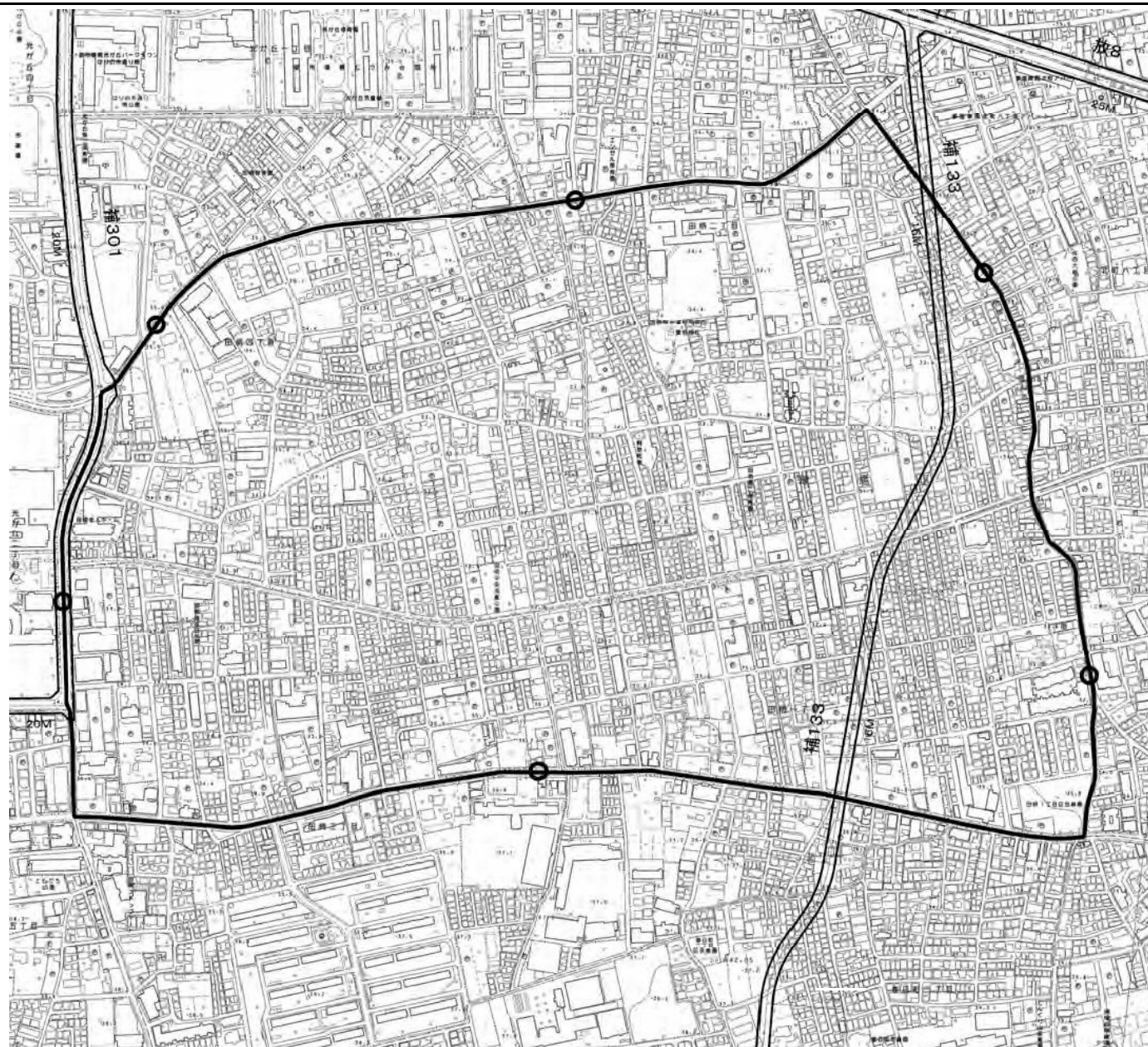
練. 5 桜台地区		約50. 6ha
防災再開発促進地区		
道路センター		
道路の外側		 外側
線種境界マーク		
地区内の 事業等	住宅市街地総合整備事業 （密集型）（予定）	
	地区計画（予定）	
	東京都建築安全条例に基づ く新たな防火規制（予定）	

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

桜台一丁目
 桜台二丁目
 桜台三丁目 (20～29、37、38の一部)
 桜台四丁目 (1の一部、10の一部、11の一部、
 12の一部、30の一部、31の一部、
 32の一部)

0 50 100 200m

田柄地区（練. 6）



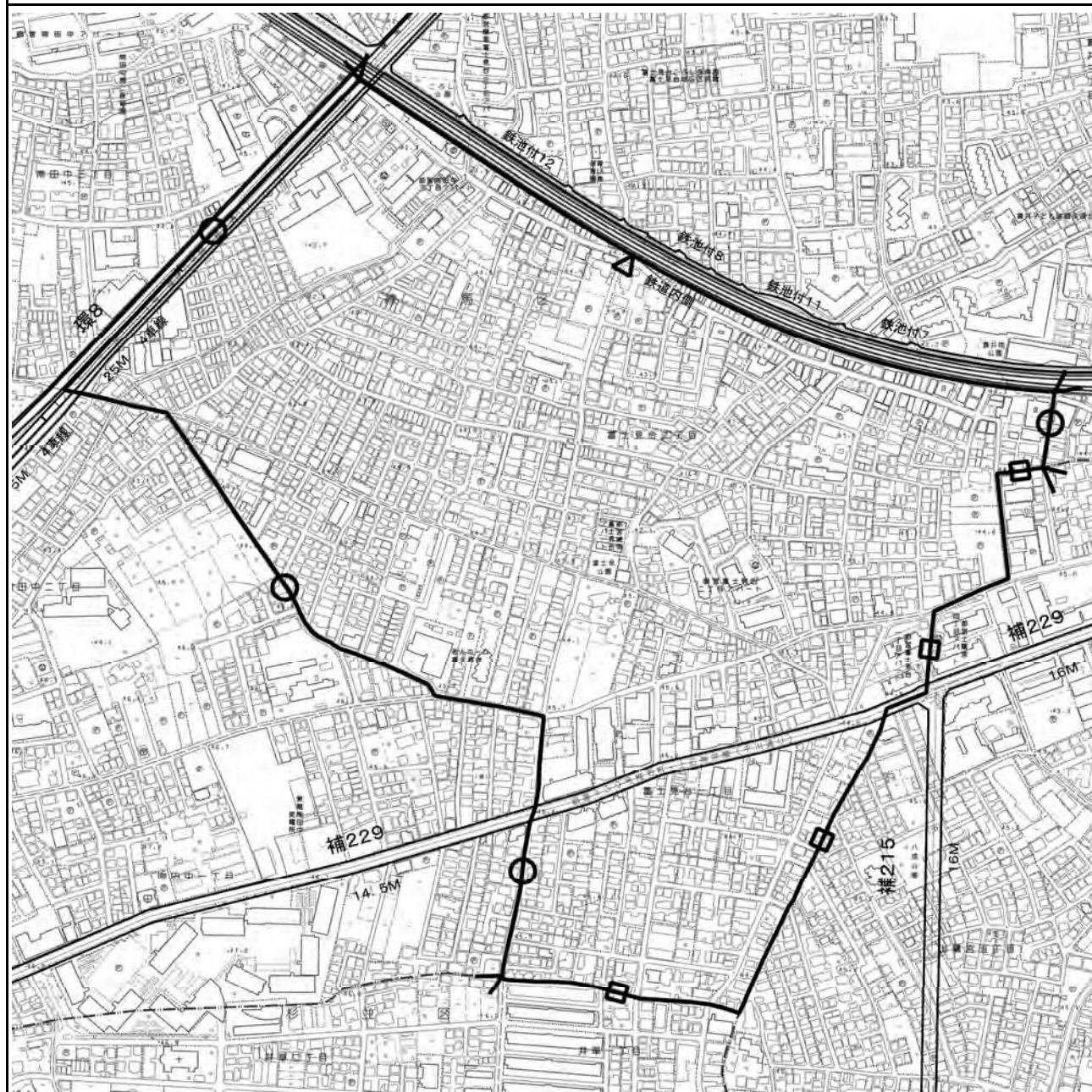
練. 6 田柄地区		約87.2ha
防災再開発促進地区		
道路センター		
地区内の 事業等	東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制（予定）	

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

田柄一丁目（6～30）
 田柄二丁目（1～30）
 田柄三丁目（14～30）
 田柄四丁目（1～30）

0 50 100 200m

富士見台駅南側地区（練. 7）



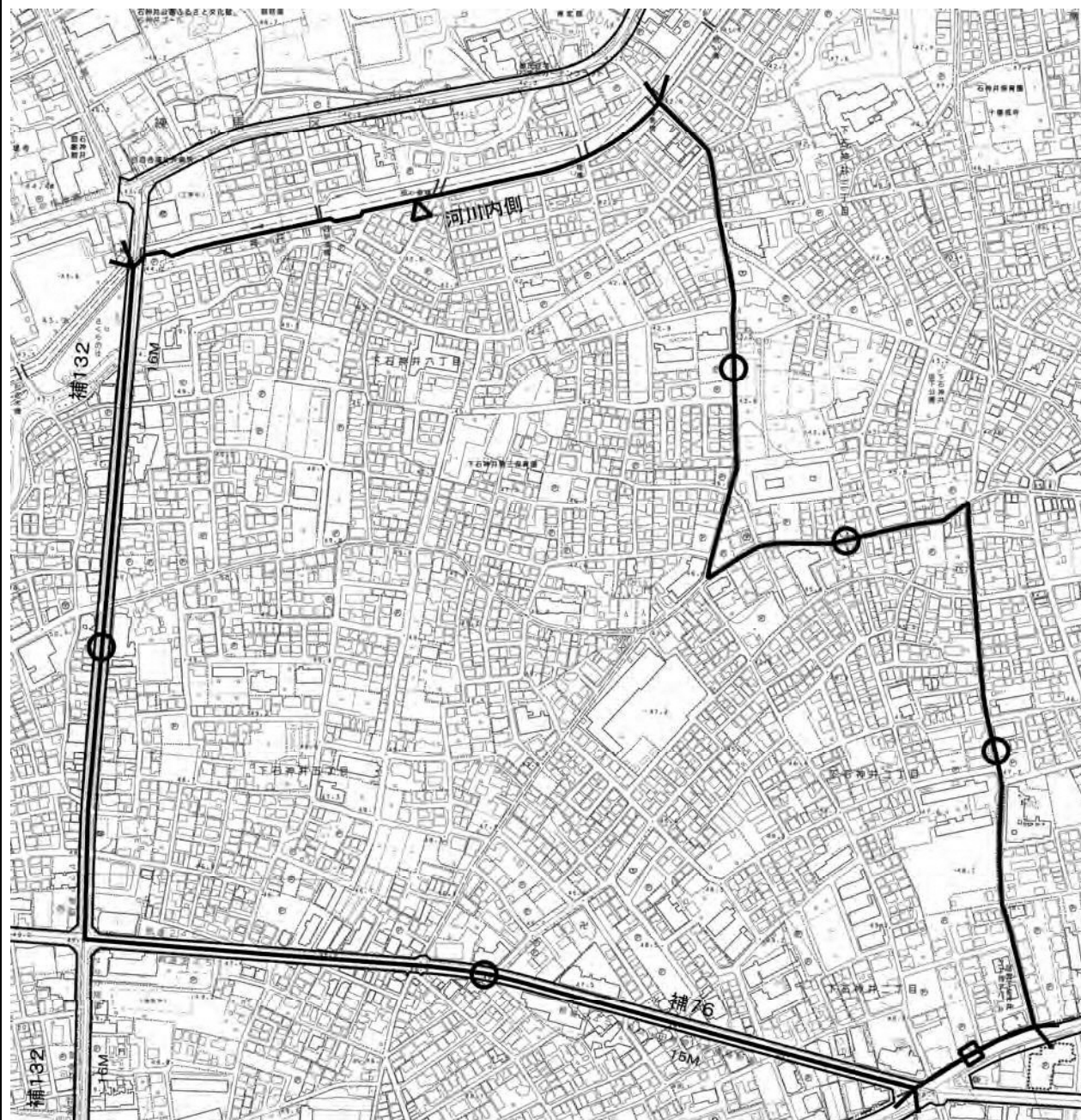
練. 7 富士見台駅南側地区	約44.2ha
防災再開発促進地区	
道路センター	
鉄道の内側	鉄道内側
区境	
線種境界マーク	
地区内の事業等	東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制（予定）

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

富士見台一丁目
 富士見台二丁目
 南田中三丁目（1～6、9～11、17、26）

0 50 100 200m

下石神井地区 (練. 8)



練. 8 下石神井地区		約60.2ha
防災再開発促進地区		
道路センター		
河川の内側		河川内側
区境		
線種境界マーク		
地区内の 事業等	東京都建築安全条例に基づく 新たな防火規制 (予定)	

防災再開発促進地区に含まれる町丁目

下石神井二丁目
下石神井五丁目
下石神井六丁目

0 50 100 200m